

# 精神障害者の地域生活支援体制 充実のための施策について

## 参考資料

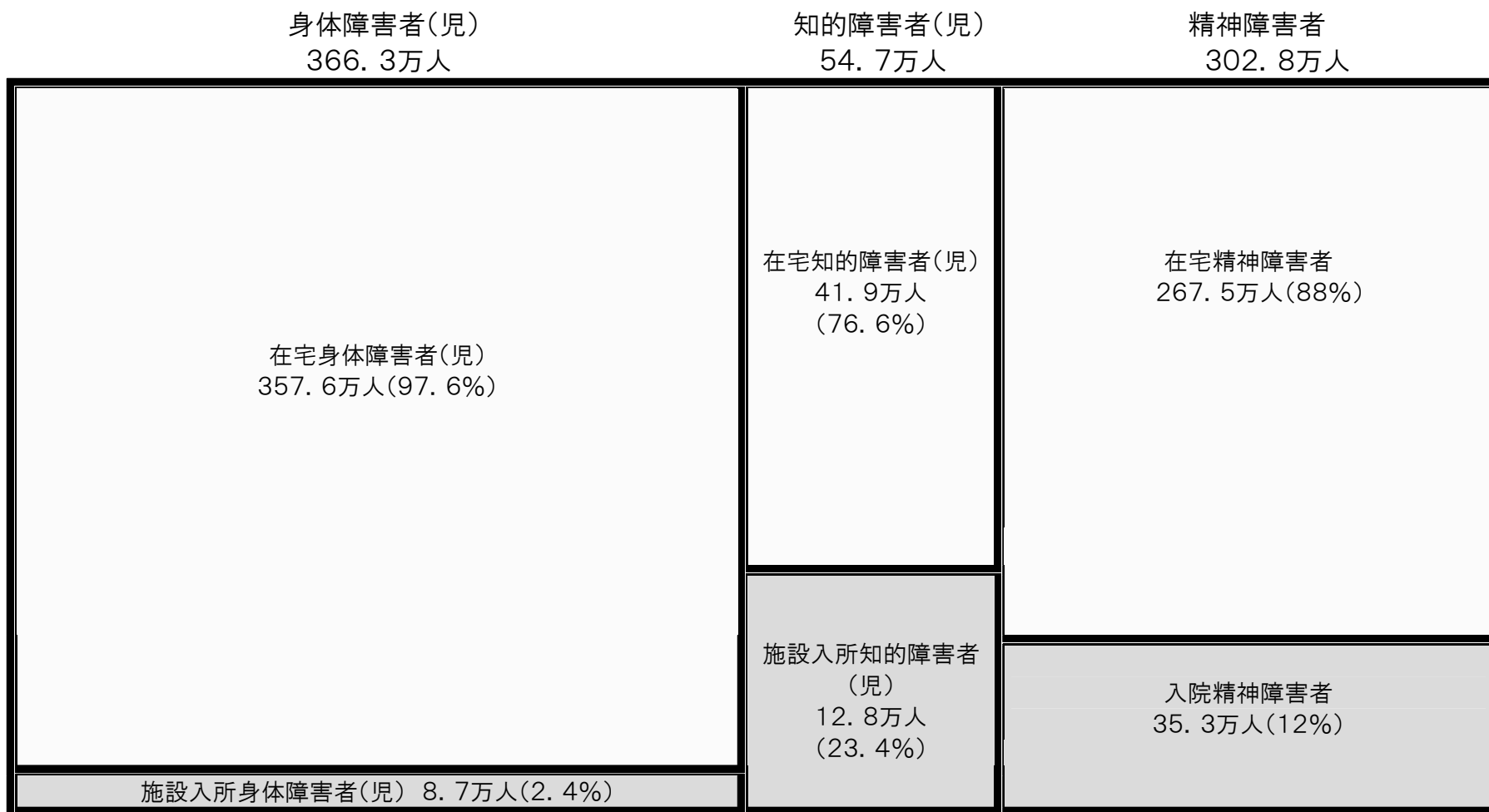
# 《 資 料 目 次 》

- P. 3～ 障害者自立支援法の概要について
  - P. 11～ 日中活動系サービスについて
  - P. 18～ 訪問系サービスについて
  - P. 25～ 居住系サービスについて
  - P. 28～ 障害福祉計画に基づくサービス基盤の計画的な整備について
- P. 30～ 「相談支援」について
- P. 40～ 「住」について
- P. 50～ 「生活」について
- P. 59～ 「活動」について

# 障害者自立支援法の概要について

# 障害者の数(在宅・施設)

障害者総数 723.8万人(人口の約5.7%)      うち在宅      667.0万人(92.2%)  
 うち施設入所      56.8万人(7.8%)



身体障害者(児)数は平成18年の調査等、知的障害者(児)数は平成17年の調査等、精神障害者数は平成17年の調査等による推計。  
 なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

# 「障害者自立支援法」のポイント

法律による改革

## 障害者施策を3障害一元化

現状

- ・3障害(身体、知的、精神)ばらばらの制度体系(精神障害者は支援費制度の対象外)
- ・実施主体は都道府県、市町村に二分化

- 3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に
- 市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

## 利用者本位のサービス体系に再編

現状

- ・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とが乖離

- 33種類に分かれた施設体系を6つの事業に再編。あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設
- 規制緩和を進め既存の社会資源を活用

## 就労支援の抜本的強化

現状

- ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所
- ・就労を理由とする施設退所者はわずか1%

- 新たな就労支援事業を創設
- 雇用施策との連携を強化

## 支給決定の透明化、明確化

現状

- ・全国共通の利用ルール(支援の必要度を判定する客観的基準)がない
- ・支給決定のプロセスが不透明

- 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を導入
- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

## 安定的な財源の確保

現状

- ・新規利用者は急増する見込み
- ・不確実な国の費用負担の仕組み

- 国の費用負担の責任を強化(費用の1/2を負担)
- 利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

自立と共生の社会を実現  
障害者が地域で暮らせる社会に